

Q. 「服薬整理」とは、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

A. 現在服用中のお薬と未服用のお薬（過去の残薬など）を区別し、入院中に服用する分として持参できるように整理をお願いします。入院期間については、入院目的ごとに異なるため、患者へ直接確認をお願いします。

Q. 「服薬支援調剤」とは、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

A. 具体例として、「休薬指示のお薬を他の薬剤と別薬袋にする」、「休薬指示のお薬を一包装から抜き取る」、「休薬期間中とそれ以外の期間に服用するお薬を区別し明記する」などが挙げられます。

Q. 当院へ情報提供することを患者が拒否する（同意が得られない）場合は、どのように対応すれば良いですか。

A. 入院時および入院中の薬剤管理を安全に実施するために必要である旨をご説明ください。どうしても同意が得られない場合は、その経緯について担当科外来へ連絡をお願いします。

Q. 訪局期限までに患者が来局しなかった場合は、どのように対応すれば良いですか。

A. まずは患者へ連絡をお願いします。休薬開始日までに来局できる場合は、依頼書に記載の薬剤管理をお願いします。休薬開始日までに来局できない場合は、電話口で説明を実施し、その旨を情報提供書にて報告してください。どうしても連絡がとれない場合は、担当科外来へ連絡をお願いします。

Q. 患者対応後は、どのように情報提供すれば良いですか。

A. 当院ホームページ（各部門のご案内：薬剤部の紹介≫医療関係者の方へ）掲載の書式に、必要事項を記入し、当院地域連携室宛てに FAX をお願いします。

Q. 服薬情報等提供料 3 を算定しない場合も、対応しなければなりませんか。

A. 患者への安全な医療提供のため、ご協力をお願いいたします。なお、服薬情報等提供料 3 を算定しない場合の情報提供については、依頼内容に係る情報のみ（情報提供書の表面）記入していただいで構いません。